



つらい気持ちに
もっと寄り添いたくて

令和5年7月1日

狭山市犯罪被害者等支援条例施行

狭山市では、これまでの犯罪被害者支援総合的対応窓口に加え
更なる支援の充実のため、「狭山市犯罪被害者等支援条例」を制定し、
被害者支援の施策を拡充します

市民・事業者の皆様へのお願い
・犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性についてのご理解をお願いします
・犯罪被害者等の就労や勤務について、十分な配慮をお願いします
一再び平穏な生活を送れるようになるために一

狭山市

犯罪被害に遭うと、様々な問題が生じてきます

精神的なこと

事件を思い出し、不安になったり、眠れなくなったり

仕事のこと

通院や裁判などで仕事を休まなければならない

経済的なこと

医療費や弁護士費用…仕事が続けられない

二次的被害のこと

マスコミの取材・報道への対応、周囲からの偏見による二次的被害をうけることも

捜査・裁判のこと

事件について、何度も説明しなければならなく、慣れない法廷への出廷も必要となる

これらの負担軽減のために

狭山市犯罪被害者等支援条例の支援内容

相談・情報提供

狭山市犯罪被害者支援総合的対応窓口(狭山市役所内)を設置し、相談のほか、関係部署との連絡・調整を行います。

雇用の安定のための支援

雇用の安定のため、犯罪被害者等が置かれている状況について、事業者の皆様の理解が深められるよう必要な施策を講じます。

居住の支援

犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった場合、必要な支援を行います。

見舞金の支給

犯罪行為により亡くなった方の遺族及び犯罪行為により重傷病を負った方に対し、見舞金の支給を行います。
(支給要件は狭山市犯罪被害者支援総合的対応窓口へお問い合わせください)

問合せ・相談窓口 犯罪等の被害にあわれた方やそのご家族、ご遺族へ…1人で悩まず、ご相談ください

狭山市犯罪被害者
支援総合的対応窓口

電話 04-2937-5843(直通)
受付時間 9時～17時(月曜日～金曜日、祝日・年末年始除く)
場所 狭山市役所市民相談室内

その他の相談機関

■ 彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター

電話 0120-735-001 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分(祝日、年末年始除く)

■ アイリスホットライン(性暴力等犯罪被害専用相談電話)

電話 0120-31-8341 365日 24時間対応



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョっとちゃん」